1. 水道料金•受水分担金

(1) 水道料金

適用期間		平成9年7月1日~			
口径別 \ 事項		基本水量	基本料金	超過料金 (1 m³につき)	
普通栓				$9\sim 20~\text{m}^3$	131円
	口径40mm未満			$21\sim 30~\text{m}^3$	165円
		$0\sim$ 8m^3	630円	$31\sim40~\mathrm{m}^3$	204円
	の給水装置			$41\sim 50~\mathrm{m}^3$	233円
				51~100 m ³	252円
				101 m ³ 以上	262円
			口径 40mm 6,499円	$31\sim40~\mathrm{m}^3$	204円
	口径40mm以上		50mm 7,566円	$41\sim 50~\text{m}^3$	233円
		$0\sim 30\text{m}^3$	75mm 8,051円	51~100 m ³	252円
	の給水装置		100㎜ 8,536円	101 m ³ 以上	262円
			150mm以上10,961円	101m以上	202
特殊栓	浴場給水装置	$0\sim 100\text{m}^3$	5,820円	101 m ³ 以上	48円
	共用給水装置	$0\sim$ 8m^3	388円	9 m³以上	58円
	臨時給水装置	$0\sim$ 1m ³	679円	2 m³以上	679円
	特殊給水装置	$0\sim 30,000 \text{m}^3$	6,790,000円	30,001 m ³ 以上	262円

注・消費税及び地方消費税相当額抜き

(2) 受水分担金

(単位:円)

議決年月日	平成9年3月28日
口径別\適用期間	平成9年7月1日~
13ミリメートル	135,000
20ミリメートル	174,000
25ミリメートル	349,000
40ミリメートル	1,261,000
50ミリメートル	2,522,000
75ミリメートル	5,044,000
100ミリメートル	10,088,000
150ミリメートル	25,220,000
200ミリメートル	※ 50,440,000
250ミリメートル	% 100,880,000

※は管理者の権限を行う市長が定める額(分担金徴収規程第9条)

注・消費税及び地方消費税相当額抜き